

三浦半島地区保健医療福祉推進会議傍聴要領の改正の概要について

1 改正の趣旨について

新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機に、オンライン会議のZoom等を活用した会議開催方法が検討され、令和2年11月の第2回三浦半島地区保健医療福祉推進会議以降、当所でもZoomによる会議を開催してきているが、現状ではWeb会議であることを理由に、傍聴の受付を行っていない。

しかしながら、本県では、県情報公開条例に基づき附属機関等の会議は原則として公開としており、その方法は傍聴を認めることにより行うとしている。さらに、神奈川県保健医療計画推進会議の傍聴要領の改正も行われており、Web会議開催やハイブリッド開催といった方法が主流になってきている現状から、全県で統一するよう医療企画課より依頼を受けている。

そのため、三浦半島地区保健医療福祉推進会議傍聴要領（以下「傍聴要領」という。）において、Web形式の会議で開催される場合の傍聴の取扱いを定めるため改正を行う。

2 改正の概要について

- 傍聴は、Web会議システムへの入室を認めることにより行う。
- 傍聴人は10人以内とする。（先着順）
- 傍聴希望者は、開催日の2開庁日前までに氏名、電子メールアドレスを事務局に届け出ることとし、事務局は当該電子メールアドレスにWeb会議システムへの入室に必要なIDとパスワードを送信する。
- 非公開議題が含まれる場合は、会長が傍聴人を退出させることができる。
- 専門部会への読み替え規定を設定
- その他所要の修正

3 添付資料

- 三浦半島地区保健医療福祉推進会議傍聴要領（案）
- 三浦半島地区保健医療福祉推進会議傍聴要領新旧対照表

4 施行日

令和6年12月3日（第2回推進会議にて決定予定）

三浦半島地区保健医療福祉推進会議 傍聴要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦半島地区保健医療福祉推進会議（以下、「推進会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の決定等)

第2条 定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 推進会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選（先着順）により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第3条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に部会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(オンライン開催時の特例)

第7条 会場を設けず、Web 会議システムによるオンライン開催時の傍聴は、Web 会議システムへ入室を認めることにより行う。この場合、傍聴人は Web 会議システムのカメラ、マイクをオンにすることはできない。

2 オンライン開催時の傍聴人の定員は10人以内とし、傍聴希望者は開催日の2開庁日前までに氏名、電子メールアドレスを事務局に届け出るものとする。

3 傍聴人の決定方法は先着順によることとし、事務局は決定した傍聴人に対し、届け出られた電子メールアドレスに Web 会議システムへの入室に必要な ID とパスワードを送信する。

4 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、推進会議はその責を負わない。

5 会長は、議題に神奈川県情報公開条例第 25 条の規定により、公開としない議題が含まれる場合に、傍聴人を Web 会議システム上から退室させることができる。

(部会への準用)

第 8 条 第 2 条から第 7 条までの規定は、推進会議の専門部会について準用する。この場合において、「推進会議」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第79条 この要領に定めのない事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 12 月 3 日から施行する。

三浦半島地区保健医療福祉推進会議 傍聴要領 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（傍聴人の決定等）</p> <p>第2条 定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。</p> <p>2 推進会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。</p> <p>3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は<u>抽選</u>により傍聴人を決定する。</p> <p>第3条～第4条 （略）</p> <p>（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）</p> <p>第5条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に<u>会長</u>の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（傍聴人の決定等）</p> <p>第2条 定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。</p> <p>2 推進会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。</p> <p>3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は<u>抽選</u>（先着順）により傍聴人を決定する。</p> <p>第3条～第4条 （略）</p> <p>（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）</p> <p>第5条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に<u>部会長</u>の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第6条 （略）</p>

(オンライン開催時の特例)

第7条 会場を設けず、Web 会議システムによるオンライン開催時の傍聴は、Web 会議システムへ入室を認めることにより行う。この場合、傍聴人はWeb 会議システムのカメラ、マイクをオンにすることはできない。

2 オンライン開催時の傍聴人の定員は10人以内とし、傍聴希望者は開催日の2開庁日前までに氏名、電子メールアドレスを事務局に届け出るものとする。

3 傍聴人の決定方法は先着順によることとし、事務局は決定した傍聴人に対し、届け出られた電子メールアドレスにWeb 会議システムへの入室に必要なIDとパスワードを送信する。

4 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、推進会議はその責を負わない。

5 会長は、議題に神奈川県情報公開条例第25条の規定により、公開としない議題が含まれる場合に、傍聴人をWeb 会議システム上から退室させることができる。

(部会への準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、推進会議の専門部会について準用する。この場合において、「推進会議」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第7条 (新規)

第8条 (新規)

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年7月11日から施行する。

この要領は、令和6年12月3日から施行する。

(実施細目)

第7条 この要領に定めのない事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年7月11日から施行する。

(参考) 県推進会議 傍聴要領

神奈川県保健医療計画推進会議 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県保健医療計画推進会議の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 神奈川県保健医療計画推進会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(オンライン開催時の特例)

第8条 会場を設けず、Web 会議システムによるオンライン開催時の傍聴は、Web 会議システムへ入室を認めることにより行う。この場合、傍聴人はWeb 会議システムのカメラ、マイクをオンにすることはできない。

2 オンライン開催時の傍聴人の定員は10人以内とし、傍聴希望者は開催日の2開庁日前までに氏名、電子メールアドレスを事務局に届け出るものとする。

3 傍聴人の決定方法は先着順によることとし、事務局は決定した傍聴人に対し、届け出られた電子メールアドレスにWeb 会議システムへの入室に必要なIDとパスワードを送信する。

4 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、神奈川県保健医療計画推進会議はその責を負わない。

5 会長は、議題に神奈川県情報公開条例第 25 条の規定により、公開としない議題が含まれる場合に、傍聴人を Web 会議システム上から退室させることができる。

(部会への準用)

第 9 条 第 2 条から第 8 条までの規定は、神奈川県保健医療計画推進会議の部会について準用する。この場合において、「神奈川県保健医療計画推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第 10 条 この要領に定めのない事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 9 月 8 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(参考) 当地区推進会議 運営要綱

三浦半島地区保健医療福祉推進会議設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町を一圏域とした「三浦半島地区保健医療福祉推進会議」（以下「推進会議」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進会議は、神奈川県保健医療計画で定められた横須賀・三浦二次保健医療圏（以下「圏域」という。）における保健、医療、福祉に関する計画の着実な推進等、保健、医療、福祉に係る重要事項を検討、協議することを目的とする。

(協議事項等)

第3条 推進会議の協議事項等は、次のとおりとする。

- (1) 医療計画（地域医療構想を含む）及び高齢者保健福祉計画に関すること
- (2) 圏域における保健、医療、福祉に係る課題に関すること
- (3) 圏域における保健、医療、福祉関係機関等との連絡調整に関すること
- (4) その他、圏域における保健、医療、福祉の推進に必要な事項

(委員)

第4条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから鎌倉保健福祉事務所長が依頼する。

- (1) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表者
 - (2) 病院協会、医療機関及び看護協会の代表者
 - (3) 医療保険者の関係者
 - (4) 社会福祉協議会の代表者
 - (5) 社会福祉施設の関係者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他、保健、医療、福祉の推進に関し、適当と認められる者
- 2 前項に定めるもののほか、会長が必要と認める場合は、臨時委員の出席を依頼することができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第8条 推進会議に、圏域の保健、医療、福祉に関する特定課題等について検討、協議を行うための専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、推進会議の委員及び専門の事項を検討、協議するにあたり必要と認められる者のうちから、会長が指名する。
- 3 専門部会に、部会員の互選による部会長及び副部会長を置く。
- 4 その他、専門部会の運営等については、会長が定める。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、鎌倉保健福祉事務所企画調整課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年5月19日から施行する。

(地区保健医療協議会設置要綱の廃止)

- 2 横須賀・逗葉・三浦地区保健医療協議会設置要綱及び鎌倉ブロック保健医療協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。